



発行 東京都

目次

26

規程（水）

- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局長が保有する個人情報情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局長が保有する特定個人情報情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………三
- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号（東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置）の一部改正……………四

告示（水）

規程（水）

● 東京都水道局管理規程第五号
 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の部企画調整課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同部施設計画課の項に次の一号を加える。

六 技術系業務移転に係る総合調整に関すること。

別表二総務部の項中「情報企画担当課長」及び「徴収業務改善推進専門課長」を削り、同表経理部の項の次に次のように加える。

サービス推進部 徴収業務改善推進専門課長

別表二浄水部の項中「工業用水道事業調整担当課長」を「工業用水道事業調整担当課長 事業推進担当課長」に改め、同表給水部の項中「配水施設工事連絡調整担当課長」を「配水施設工事連絡調整担当課長 業務改革推進担当課長」に改める。

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

● 東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都水道局管理規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「生活文化局広報広聴部都民の声課」を「総務局総務部情報公開課」に、「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。

第十条第一号中「都民の声課等」を「情報公開課等」に改める。
別記第二号様式から第九号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第二号様式から第七号様式まで、第九号様式、第十一号様式から第十四号様式まで及び第十六号様式から第十八号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局長が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号第三号中「、国民年金手帳」を削る。

別記第三号様式から第八号様式まで、第十号様式、第十一号様式、第十三号様式から第十六号様式まで及び第十八号様式から第二十号様式までの規定中「四」を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表介護欠勤の項及び育児欠勤の項を削る。

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員懲戒分限審査委員会規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員懲戒分限審査委員会規程（昭和三十七年東京都水道局管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員等」を「職員及び次条第四号又は第五号に定める処分を受けるべき者」に、「分限等に関する処分」を「分限に関する処分等」に改める。

第二条中「職員等に対する」を削り、「掲げる処分」を「掲げる事項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 その他局長が必要と認める事項

附 則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同条第五項中「特定職」を「任命権者を同じくする職」に改める。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第三十四条第一項第一号イ及びロに該当する非常勤職員による部分休業の承認の請求は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第十二号

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。
第二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十五条に規定する職員による介護休暇に係る請求等及び同規程第二十七条に規定する職員による介護時間に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

●東京都水道局管理規程第十三号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「受給者台帳の作成」を「受給者情報の記録」に改め、同条第二号中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に、「作成し」を「記録し」に改める。

第八条中「附則第二条第三項」を「附則第二条第四項」に改める。
別表第二中「児童手当受給者台帳」を「児童手当受給者情報」に改める。
別記第三号様式(表中「児童手当・特別給付金請求書」を「児童手当・特別給付金請求書」に改める。

附則

- 1 この規程は、令和四年六月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示(水)

●東京都水道局告示第一号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

表東京都水道局中央支所の項及び東京都水道局千代田営業所の項中「豊島区、文京区及び台東区」を「文京区、台東区及び豊島区」に改め、同表東京都水道局東部第一支所の項中「江東区、港区(ただし、台場に限定。)、品川区(ただし、東八潮に限る。)、墨田区及び江戸川区」を「港区(ただし、台場に限定。)、墨田区、江東区、品川区(ただし、東八潮に限る。)、大田区(ただし、令和島に限る。)及び江戸川区」に改め、同表東京都水道局江東営業所の項中「江東区、港区(ただし、台場に限定。)、品川区(ただし、東八潮に限る。)及び江戸川区」を「港区(ただし、台場に限定。)、品川区、品川区(ただし、東八潮に限る。)、大田区(ただし、令和島に限る。)及び江戸川区」に改め、同表東京都水道局荒川営業所の項中「荒川区及び足立区」を「荒川

区、足立区及び葛飾区」に改め、同表中東京都水道局葛飾営業所の項を削り、同表東京都水道局南部支所の項中「大田区、品川区(ただし、東八潮を除く。)、世田谷区、目黒区」を「品川区(ただし、東八潮を除く。)、目黒区、大田区(ただし、令和島を除く。)、世田谷区」に改め、同表東京都水道局大田営業所の項中「大田区、品川区(ただし、東八潮を除く。)」を「品川区(ただし、東八潮を除く。)、大田区(ただし、令和島を除く。)」に改める。

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

